



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

# 年度事業計画書

***CREATE  
LASTING  
IMPACT***

持続可能な  
インパクトを  
生み出そう

2026年7月～2027年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ東)

## ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

## 四つのテスト

### THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH ?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned ?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS ?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned ?)

Herbert Taylor

## ロータリーの目的

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

## ロータリーの公式標語

超我の奉仕

(Service Above Self)

最もよく奉仕する者、最も多く報いられる

(One Profits Most Who Serves Best)

## ロータリアンの行動規範

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範」を遵守することが含まれる。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

## 中核的価値観（CORE VALUE）

奉仕（Service）

親睦（Fellowship）

多様性（Diversity）

高潔性（Integrity）

リーダーシップ（Leadership）

## 2027-27 年度 RI 会長メッセージ



### 「持続可能なインパクトを生み出そう」

2026-27 年度  
国際ロータリー会長

オラインカ・ハキーム・ババロラ



#### プロフィール

オラインカ・ハキーム・ババロラ

トランス・アマディ・ロータリークラブ

ナイジェリア・リバーズ州

1988年に大学で工学の学位を取得。シェル PLC で要職を歴任するなど、石油・ガス業界で 25 年間勤務し、4 大陸でプロジェクトを実施。リビエラ・テクニカル・サービス社（石油・ガスインフラ供給会社）とリード・アンド・チェンジ・コンサルティング社（管理職コーチングと組織業績アドバイザーグループ）の 2 社を設立。

ババロラ氏が所属する専門職団体には、ナイジェリア技術者協会、ナイジェリア安全専門家協会、変革管理専門家協会などがある。経済・社会政策について政府に意見を提供する、故郷イバダン市の組織「ジェリコ・ビジネスメン・クラブ」のメンバーとなっている。

ローターアクターとして 10 年間活動し、1994 年からはトランス・アマディ・ロータリークラブの会員。2011-12 年度に地区ガバナー、2018-20 年度に RI 理事、2019-20 年度に副会長を

務めた。2017-23 年度に End Polio Now : 歴史をつくるカウントダウンキャンペーン委員会（2017-20 年度副委員長）、2013 年～現在はナイジェリア・ポリオプラス委員会（2016 年～現在アドバイザー）での役職を歴任。

妻プレバさんと共にポート・ハーコート市に在住。冠名基金とアーチ・クラフ・ソサエティを通じてロータリー財団を支援。シェルターボックス UK の評議員としてボランティア活動も行っている。ポリオのない世界のための地域奉仕賞、RI 超私の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状を受賞。

親愛なるロータリーの友人とファミリーの皆さま、おはようございます！2026 年国際協議会に皆さまを歓迎し、地区ガバナーエレクトとなられたことをお祝いできることを光栄に思います。

世界中からロータリーのシニアリーダー、スタッフ、そして卓越した会員が集結し、皆さまが来年度に向けて準備を整えるお手伝いをいたします。また、この場を、ぜひ同期の仲間と交流を深める機会としてください。ロータリーの国際性を体験しなければ、会員としてのメリットを十分に享受しているとは言えません。今週、皆さまはロータリーの世界を体感することになります。この機会を逃さないください。たくさんの人と知り合い、友情を育みましょう。温かい言葉が、思いもよらないところへと皆さまを導くでしょう。

私が出会ったロータリー会員は、出身がどこであれ、親切で明るく、すぐに親友になれる人ばかりです。私たちのもう一つの共通点は、ロータリーが私たちを変えたということです。私たちという人間を形づくり、より良い人間にしてくれたのです。変化はここから始まるのですー奉仕を受ける方々だけでなく、私たち自身の中からも。

私たちのビジョン声明を考えてみてください：「私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」

私たちは「世界を変える」ことをよく話題にします。ポリオ根絶や平和構築について語ります。

地域社会を変えることについて話します。そこには無数の素晴らしい実例があります。しかし、私はこう問います。「自分自身の中に持続可能な変化をどう生み出しているのだろうか」

ロータリー会員にこの質問をすると、たいてい場が静まり返ります。

その沈黙が物語るのは、ロータリーが自分自身をどう変えたかについて、私たちはあまり考えないということです。

ロータリーが：

- どのように私たちのキャリアを変えているか
- どのように私たちのビジネスを変えているか
- どのように私たちの家族を変えているか

それは最も暗い時代における光にもなります。米国ノースカロライナ州のキャリーキルディア・ロータリークラブ会員、ティア・コッパスさんにとってもそうでした。

2021 年、ティアさんの夫は、19 カ月に及ぶ闘病の末、癌で亡くなりました。夫の介護と COVID-19 のパンデミックによる隔離生活により、ティアさんは 19 カ月間、ほとんど誰とも会っていませんでした。そんな時、ティアさんが所属するロータリークラブの親友が電話をかけてきてこう言いました。「来週木曜日の夕食会に来てください。あなたに会いたいんです」緊張と不安の中、ティアさんはロータリーの夕食会に足を踏み入れました。しかし、席に着く間もなく、初めて会う新会員が彼女を抱きしめ、こう言ってくれました。「来てくれて本当によかった！」その瞬間、ティアさんは、自分が一人ではないこと、自分にはコミュニティがあることに気づきました。ロータリーこそ、彼女のコミュニティだったのです。その夕食会の後、ティアさんはこの体験が自身に与えたインパクトについて、こうつぶやいています。「ロータリーは、あなたが最も必要とする時に、静かに、愛情をもってそばにいてくれるのです。普段は自分が“与える”側にいたとしても、“受ける”側になってもいいんだと教えてくれるのです」そしてこう続けます。「ですから、つながりと奉仕、居場所を求めているなら、ロータリーがその答えとなるでしょう」。この言葉に共感できる方も多いと思います。

友人の皆さま、ロータリーは世界を変えるために活動していますが、ロータリーが自分自身をいかに変えたかを伝えることを恐れないください。経験から言えることですが、ロータリーは私を深く変えました。

私は十代でローターアクターとして活動を始めました。恵まれた環境で育ち、良い教育を受けましたが、そのような機会を得られない人は大勢いました。気づきをもたらしたのは、クラブの識字プロジェクトでした。地域社会の人びとに読み書きを教える支援をしました。母国の同世代の人たちが読み書きのスキルを持たずに成長すべきではないと考えました。このプロジェクトが私を変えました。その変化は、教育へのアクセスを拡大するという責任を伴うものでした。この取り組みは、今日において特に重要です。ユニセフの推計によると、教育資金の削減により、今年末までに世界で約 600 万人の子どもが退学を余儀なくされる可能性があります。この教育危機に対処するには、「寄付」から「奉仕」へと意識を変える必要があります。

南アフリカのナイズナに素晴らしい事例があります。ここでは、ロータリークラブが教育分野で持続可能なインパクトを生み出しています。ナイズナ・ロータリークラブは 2019 年、地域のパートナーと協力し、2025 年までに地域のすべての子どもが質の高い幼児教育を受けられるようにする方法を模索しました。地域社会からの協力も得て、問題の理解に努め、行動を起こしました。その結果生まれたプロジェクトは、恵まれない地域の女性たちの力を解き放ち、幼児教育センターの開設と運営を実現させました。今日、このプロジェクトは何千もの子どもと家族を支援しています。今後も何世代にもわたり、教育を提供し続けるでしょう」

このインパクトを世界のほかの地域でも再現できれば、地域社会から信頼と評価を得ることができます。

そして、より多くの地域社会がロータリーを信頼すれば、入会したいという人が増えます。しかし、まずはそのような人びとを受け入れなければなりません。

当たり前のように聞こえるかもしれませんが、これは私たちが長年苦労している課題です。若きローターアクターと

してロータリーに入会しようとした時、私は抵抗に遭いました。

ある日、私はクラブの昼食例会に行きました。以前にも招待を受けて参加したことがありました。若いローターアクターだった私を見て、そのクラブの会長は「ここで何をしているんだ？」と言いました。ロータリーに入会するためだと、私は答えました。会場にいた全員が振り向き、私を見ました。彼はこう言いました。「何という厚かましき！ただ入会できるわけがないだろう。招待が必要だ」と。そこであきらめることもできましたが、私はこう言い返しました。「子どもが親の家に入るのに招待が必要だとは知りませんでした」会場が沈黙に包まれる中、ソジ・フォウォデさんというロータリアンがこう声を上げました。「インカ、私が君を推薦するよ」こうして私はロータリアンになったのです。しかし、もしソジさんが声を上げてくれなかったら？私が会員になることはなく、今日こうして皆さまの前に立つこともなかったでしょう。

当時よりは良くなりましたが、一部のクラブは、世界をオープンに受け入れるどころか、今も閉ざされたままです。若い人の意見が尊重されなかったり、考えや背景が異なる人が歓迎されなかったりすることがあります。このような状況では、入会する見込みのある人びとを入会前に失ってしまうことになるのです。

ロータリーにはもっと多くの会員が必要です。理事会は、2030 年までにロータリアンを 125 万人、ローターアクターを 12 万 5 千人にするという会員増強目標を掲げています。この目標の達成は、私たち全員から始まります。ですから、この国際協議会の開幕にあたり、皆さまには、人びとをどのように迎え入れるかを考えていただきたいと思います。例会や奉仕プロジェクトでの皆さまの態度ひとつで、誰かのロータリーのストーリーが始まるかもしれないし、終わるかもしれないのです。

これが、私たちが目標を達成する方法です。皆さまが地区の目標達成を導けば、ロータリー全体の目標を共に達成できます。しかし、地区の目標が何であれ、特に会員増強については、ご自分のベストを超えていただきたいと思います。

従来、最も多くの資金を集め、最も多くの会員を集め、最も大規模なプロジェクトを実施するクラブが称賛されてきました。これは重要なことです。ただし、最も健全な競争は、クラブ間ではなく、過去と現在との間であるべきです。過去 5 年～7 年を振り返っていただくよう、それぞれの地区とクラブをお願いします。会員増加で最高を記録した年度はいつでしたか？ ファンドレイジングで最高を記録した年度はいつでしたか？ 最も大きなインパクトをもたらしたプロジェクトは何でしたか。それらの年度がわかったら、その最高記録を超えていただきたいのです。

皆さまは、人生のうち 1 年間を地区ガバナーとして過ごします。皆さまがリーダーを務めるこの 1 年を振り返った時、人びとにどのような年度であったと言ってもらいたいですか？ 人びとがいかに多くのことを覚えているかに驚くでしょう。最高だった年度の入会者が 10 名だったなら、少なくとも 11 名を目指すべきです。数年前に 5 万ドルを募金したなら、次年度は 5 万 5 千ドルを目指してみてください。ほかよりも優れていることを証明するためではなく、自分たちが最高の形になるためです。

こんな格言あります：

「グッド」から「ベター」、そして「ベスト」へ。

歩みを止めてはならない。

「グッド」が「ベター」になり、「ベター」が「ベスト」になるまでは。

この考え方は、クラブや地区に当てはまるのと同様、私たち自身にも当てはまります。「変化」と「インパクト」を常に意識するマインドセットが必要です。「変化」と「インパ

クト」は同じではないということを覚えておくことが大切です。変化は始まりに過ぎません。インパクトこそが永続するのです。

ロータリーの大規模プログラム補助金による「健康な家族のための協力」が数年間実施されているナイジェリアでの事例を紹介します。プログラム開始から間もない頃、私は試験的都市にある保健センターを訪問しました。自分の目で見なかったのです。主任医師は、私がロータリー会員であるということだけ知っていました。彼は私を温かく迎え、約 18 カ月前からロータリーと協力していること、協力の開始後間もなく乳児死亡率と妊産婦死亡率が急激に低下したことを話してくれました。ロータリーが介入する前は、多くの女性が妊婦健診を避けていました。しかし、健診は母子ともに安全な出産に欠かせません。ロータリーの支援により、妊婦が健診に通うシステムが整い、地域社会からの協力も得られました。受診率がアップし、死亡率が下がりました。医師と話した後、私は、このプロジェクトが今後数十年にわたりナイジェリア全土で命を救い続けるであろうことを、はっきりと見ることができました。これこそが、私が「持続可能なインパクト」と呼ぶものです。

ロータリー会員である私たちは、より良い未来というビジョンを共有しています。それは、ポリオのない世界、平和な世界、誰もが質の高い教育を受けられる世界です。そのビジョンを現実にするには、自身の内なる変化を意識し、解き放たなければなりません。「成果」だけでなく、「インパクト」を重視すべきです。ティアさんがロータリークラブの夕食に招待されたことの「成果」は、彼女は孤独を感じなくなったことです。しかし、その「インパクト」は、彼女とクラブの仲間が生涯にわたって希望とコミュニティ意識を持ち続けることです。

ナイジェリアでの「健康な家族のための協力」の「成果」は、乳児と妊産婦死亡率の低下です。しかし、その「イン

パクト」は、今日だけでなく、世代を超えてずっと、子どもたちが母親の愛情と導きのもとで育つということです。

私たちは、2030 年の会員増強目標を必ずや達成します。その達成による「成果」は、世界のロータリー会員が増えることであり、ロータリーがある場所では良いことが起こることを私たちは知っています。その「インパクト」は、今後も長年にわたり、より強くて効果的なロータリーが築かれることです。

友人の皆さま、その未来は私たちから始まります。しかし、それは私たちのロータリーでの活動が終わった後もずっと続かなければなりません。この理由により、2026-27 年度の会長メッセージは「持続可能なインパクトを生み出そう」です。持続可能なインパクトを生み出す方法は数多くあります。世界的には、ポリオ根絶という約束を果たすこと、そしてロータリー平和センターの恩恵を最大限に活かすことを意味します。クラブと地区では、より多くの人を迎え入れ、2030 年会員増強目標の達成に向けて役目を果たすことを意味します。

そして皆さまは、人びとが好奇心を持ち、問いかけをし、ロータリーファミリーに与えられた無限の可能性を受け入れて自分自身の中に持続可能なインパクトを生み出せるよう、インスピレーションを与えることができます。

結果を出し、自分の中に持続可能なインパクトを生み出すことへの意欲をクラブと会員にどう喚起できるかを考えてください。進歩は自ずと起きるものではありません。それ自身の内なる変化から始まります。

親愛なる地区ガバナーエレクトの皆さま、成功とは向こうからやって来るものではありません。自分でつかみに行かなければならないのです。自分を変えられれば、クラブと地区を変えられます。地区を変えられれば、地域社会を変えられます。そして、地域社会を変えられれば、世界で、地域社会で、自分自身の中で、持続可能なインパクトを生み出すことができます。

## RI 会長メッセージと RI 強調事項

### 1.RI 会長メッセージ

**「持続可能なインパクトを生み出そう」  
(CREATE LASTING IMPACT)**

### 2.RI 強調事項（優先事項）

#### ■ポリオ根絶（End Polio Now）

最後の一押し（Last Mile）を完遂すること。  
ワクチン接種活動だけでなく、サーベイランス（監視活動）の継続。

#### ■平和の推進（Promote Peace）

分断された世界において、対話と理解を促進する。  
ロータリー平和フェローシップや、地域レベルでの平和構築プロジェクトの支援。

#### ■会員増強とクラブの活性化

（Membership & Club Experience）  
「クラブをより温かく迎え入れる場所にすること」を強調。  
単に数を増やすだけでなく、多様な背景を持つ人々が歓迎される環境を作る。

#### ■インパクトをもたらす奉仕（Impactful Service）

プロジェクトの「数」や「成果」だけでなく、それが地域社会にどのような長期的・持続的な変化（Impact）をもたらしたかを重視する。

## 2026-27 年度 国際ロータリー第 2570 地区活動方針

### 『ロータリー活動に誇りを！』



国際ロータリー第 2570 地区  
2026-27 年度 ガバナー  
原島 生慈（秩父 RC）



世界のロータリアンと接するたび、その漲る活力に圧倒されます。

彼らが活き活きとしている理由。それは、日々の小さな奉仕から大きなプロジェクトまで、あらゆる活動に確固たる「誇り」を持っているからです。

昨今、会員減少や例会の形骸化といったネガティブな課題が議論の主役になりがちです。しかし、本来のロータリーはそうではありません。私たちのいかなる活動も、必ず社会のどこかで誰かの役に立ち、「持続可能なインパクト」を世界にもたらす価値ある歩みです。

会長の皆様をお願いしたいのは、まず自らがその価値を再認識し、誇りを持って行動することです。課題を憂うだけでなく、ロータリーの可能性を信じ、その素晴らしさを背中で語ってください。

皆様が誇りを持って放つ輝きこそが、クラブの活力を呼び覚まし、次世代へと続く変化の力となります。共に、誇り高きロータリーの未来を切り拓いていきましょう。

今年度の RI 会長メッセージは「UNITE FOR GOOD」、次年度は「CREATE LASTING IMPACT」。

表現は違っても、これは別々のメッセージではないと考えます。むしろ「同じ方向を向いた連続したメッセージ」と捉えるべきだと思います。UNITE（団結）は目的ではなく、手段です。力を合わせることで、より大きな「良いこと」を行い、その成果を“未来に残る価値”へと昇華させていく。その到達点こそが IMPACT ではないでしょうか。

つながりが信頼を生み、歓迎の姿勢が参加を生み、行動が変化を生むのです。ロータリーの価値は、そこで生まれる「持続可能なインパクト」にあるのでしょう。ババロア会長エレクトの発信は、まさにその一点に集約されていると感じました。

RI 会長メッセージの中で、変化とインパクトは異なる。変化は始まりであり、インパクトは持続しなければならないものであるという話が象徴的でした。

「変化」と「インパクト」は同じようで全く異なり、変化は“きっかけ”、インパクトは“未来に残る結果”なのだと、私も強く感じ、私たちが取り組む奉仕や会員増強も、実施した瞬間の成果で終わらせず、地域の中で根つき、継続し、次の世代へつながっていく形にしてこそ意味があります。変化に満足するのではなく、その変化を積み重ねて「持続可能なインパクト」に高めていく…。この視点を常に忘れずに行動していきたいと思います。

2026-27 年度は、2024-25 年度五十嵐年度から坂口（相原）年度そして原島年度の 3-year Rolling Goals の最終年度です。改めて RI は継続性の重要性を強調します。私の年度で終わるのではなく、次の五十嵐年度、齋藤年度へと継続していく事も大切です。また、各クラブが 2024-25 年度に設定した「3 年後、自分たちのクラブがどうなっていたいか」という目標設定を達成するために地区ガバナーとして、公式訪問等で各クラブの会員の皆様と一緒に考えたいと思います。

## 2026-27 年度 第 2570 地区活動方針

### 各委員会活動の前提：地区はクラブに為に

地区の目的は、ロータリークラブを強化し支援することである。地区が特定の奉仕プロジェクトやプログラムを完遂することは必須とされていないこと（章典 17.010.1）を十分に理解し、活動する。

- **会員増強委員会（仲間への誇り）**「最高の仲間と、選ばれた誇りを分かち合う」  
「数」を追うだけでなく、ロータリーの理念を正しく伝え、入会したことがステータスであり喜びであると感じてもらう。
- **公共イメージ委員会（認知への誇り）**「魅せるロータリー、憧れられる誇り」  
ロータリーのバッジをつけて街を歩くのが誇らしくなるよう、活動を洗練された形で外部へ発信する。
- **社会奉仕委員会**  
今年度は「子供の貧困」を重点課題とし、社会奉仕委員会の立案による地区活動を年 2 回実施して欲しいと思います。各グループの補佐は、全会員が当事者としてこの問題に向き合い、参加できるよう力強く呼びかけてください。全員参加で知恵を絞り、行動することで、地域に「持続可能なインパクト」をもたらします。真摯な奉仕を通じてロータリアンの「誇り」を再認識し、全地区一丸となって子供たちの未来を支えましょう。
- **国際奉仕委員会**  
ポリオ根絶活動、米山記念奨学会との連携、青少年交換への協力等を踏まえた新たな目標づくりをお願いします。
- **青少年プログラム委員会、米山記念奨学記念委員会**  
今年度の活動を継続発展させて、会員への周知に努めていただきたいと思います。
- **ロータリー財団委員会（実績への誇り）**  
寄付やプロジェクトの結果を数字だけで終わらず、「これだけの笑顔を作った」というストーリーの可視化ができるようにしていただきたいです。
- **職業奉仕委員会**  
ロータリーの根幹をなす理念を各クラブに浸透させる。

## ク ラ ブ 沿 革

### (1) クラブ略歴

|             |               |
|-------------|---------------|
| 創 立         | 昭和37年 1 月19日  |
| 承 認         | 昭和37年 2 月 5 日 |
| 認 証 状 伝 達 式 | 昭和37年 5 月25日  |
| 特 別 代 表     | 水村 三郎氏 (川越RC) |
| スポンサークラブ    | 川越ロータリークラブ    |
| 創 立 会 員     | 30名           |
| 初 代 会 長     | 倉片 勝次         |
| 創立10周年式典    | 昭和47年 4 月14日  |
| 創立20周年式典    | 昭和57年 4 月20日  |
| 創立25周年式典    | 昭和62年 5 月12日  |
| 創立30周年式典    | 平成 4 年 1 月19日 |
| 創立35周年式典    | 平成 9 年 1 月21日 |
| 創立40周年式典    | 平成14年 1 月19日  |
| 創立45周年式典    | 平成19年 1 月16日  |
| 創立50周年式典    | 平成24年 1 月19日  |
| 創立55周年式典    | 平成29年 1 月19日  |

### (2) 事務所及び例会場

- ◎埼玉県所沢市けやき台 2 丁目17ー 8 サンライズけやき台102  
TEL 04 (2922) 5920  
FAX 04 (2925) 8908  
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp  
事務局員 田中 純子
- ◎『プラスペース所沢』所沢市東住吉 1 2ー 2 1 白馬ビルディング 5 階

### (3) 例会日時

- ◎毎週火曜日 12 : 30 ~ 1 : 30

#### ( 4 )

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

#### ( 5 ) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 日向 貴一 幹事 二上 昌弘

|                | Tel          | Fax          |
|----------------|--------------|--------------|
| 所沢RC事務局        | 04-2922-5920 | 04-2925-8908 |
| 会長事業所（日栄建設(株)） | 04-2924-1225 | 04-2928-8267 |
| 幹事事業所（(株)二上）   | 04-2992-2670 | 04-2994-8511 |

## 会 長 所 信

2026年～2027年度

会長 日向 貴一

オンラインカ・ハキーム・ババロラ RI 会長メッセージ

『持続可能なインパクトを生み出そう』－CREATE LASTING INPACT

－

原島生慈 第2570地区ガバナー活動テーマ

『ロータリー活動に誇りを！』

1962年（昭和37年）の創立より65年の『歴史』と多くの先輩諸兄が紡いでこられた『伝統』のある所沢ロータリークラブの第65代会長を務めさせていただくにあたり、身の引き締まる緊張感と共に生まれ育った地域の活動を出来ることにあらためて感謝しているところであります。

副会長には村山宣章さん、幹事には二上昌弘さんをはじめ役員・理事・委員長の皆様にはご就任の感謝を致しますと共に一年間のご協力を宜しくお願い申し上げます。また、会員の皆様には有意義な一年となりますよう精一杯務めてまいりますのでご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

今年度は、『健康で』『活動し』『感謝する』の3つのKをロータリー活動の基本理念とし進めて参りたいと考えます。

『健康で』・・・出席をはじめ様々な活動と企業においても健康維持が基本であります。

『活動し』・・・親睦・奉仕・会員増強・各種クラブ行事・周年事業・合同事業・地区事業等の積極的な活動を推進してまいります。

『感謝する』・・・家族・友人・会員・クラブ・会社・地域など様々な恩恵を受けていることで自身が活かされているということに感謝をする機会としていきます。

### 1、親睦活動

会員相互の世代を超えた交流が促される例会運営及び設営をはじめとし有意義な卓話の実施や会員とご家族が楽しく過ごす懇親会の開催など出席率向上に結びつくクラブの活性化と会員の元気を生み出す健康な親睦活動としてまいります。

### 2、奉仕活動

ロータリーの奉仕理念に『超我の奉仕』－service above self－とあるように

自己中心的な考えではなく他者や地域のために尽くす活動を促進してまいります。原島ガバナーのテーマにも『誇り』とありますが、ロータリアンとして誇りを持って様々

な奉仕活動に全ての会員が携わるよう取り組んでまいります。

### 3、会員維持増強活動

私が入会した2004年当時は老・壮・青の会員バランスの良いクラブであると言われていました、またそれがクラブの良き『伝統』の一つであったのだと思います。近年の会員増強は順調であると同時に入会若年層の増加により良き『伝統』の継承が希薄になりつつあります。品位あり将来のクラブを担う優秀な方の入会はもちろんのこと会員維持につながる有意義なクラブ運営に努めてまいります。

### 4、会員の知識向上

新入会員オリエンテーションやロータリー情報委員会による若年層対象のラーニングには、時間的な制限があり様々な奉仕活動や寄付などのロータリアンとしての基本的かつ幅広い知識の習得には、やや困難な状況が見て取れます。国際ロータリー公認プログラムとなりませんが第2570地区ではロータリーリーダーシップ研究会（Rotary Leadership Institute）が設置されておりロータリアンであれば誰でも受講が可能です。入会後のより早い段階での受講によりロータリー活動の意義深さを知り、活動の楽しさを生み、次世代のリーダー養成となるものがあります。一人でも多くの会員の受講を推奨致します。

### 5、65周年事業

2021～2022年度 倉片順司会長年度の60周年においてはコロナ禍により活動が制限され記念事業の実施が見送られました。クラブ管理運営委員長を仰せつかった私も大変に残念な思いでいっぱいでありました。65周年事業においては、『歴史』と『伝統』の垣間見える品位と厳かさのある式典とロータリーならではの基調講演、感謝を伝える懇親会の構成で実施してまいります。

### 6、例会場の変更

会員相互の世代を超えた活発な交流を創造する為、円卓による例会場に変更を致します。

オンラインカ・ハキーム・ババロラRI会長は『持続可能なインパクトを生み出そう』とメッセージしています。どのように私たちのキャリアを変え、どのように私たちのビジネスを変え、どのように私たちの家族を変えているかを語っています。インパクトとは単純なきっかけとしての変化ではなく持続可能な未来に残る結果であるということです。所沢ロータリークラブにおいても会員相互や会社や地域社会にインパクトを生み出す誇りある活動を共にしていきましょう。会員の皆様の活動へのご理解とご協力を頂くと共にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 幹 事 所 信

2026年～2027年度

幹事 二上 昌弘

今年度、「所沢ロータリークラブ65周年」という記念すべき年に幹事という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでおります。

幹事の責務といたしましては、会長の補佐、各委員会活動の把握と円滑なる運営が行われることへの協力、クラブ内外への情報伝達や調整等重要な役割だと思います。

今年度は今迄以上に会員の協力を頂き、65周年が素晴らしい年になるように努力してまいりたいと思います。本年1年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 副 幹 事 所 信

2026年～2027年

副幹事 橋本 幹男

### 基本方針

ロータリークラブの副幹事として、幹事を補佐し、クラブの運営に関する様々な業務を担います。

### 活動方針

- (1) 会議の議事録の作成
- (2) 幹事の補佐
- (3) 例会の司会進行
- (4) 次年度を見据え、幹事とのスムーズな引継ぎ
- (5) クラブの成功に向けて積極的に活動する

## 会 計 所 信

2026年～2027年度

会計 鳥居 由美子

当クラブの大切な資金を適切に管理、健全な財務の運営を心がけ、監督及び年次財務報告を行います。以上、よろしくお願いします。

## S A A

委 員 長 三浦 峰高

副委員長 丸山 茂幸

### 基本方針

SAA として例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めてまいります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副 SAA とも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

### 活動方針

- (1) 時間厳守に努めます。
- (2) 会場の入口でお客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 会員間の親睦を深められるよう座席などにも配慮します。
- (4) 新入会員が1日でも早く慣れて頂ける様な座席案内を心がけます。
- (5) 美味しい食事を提供すると共にロスの低減に努めます。
- (6) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

## クラブ管理運営委員会

委員長 木村 良孝

代 行 道口 泰巳

### 基本方針

クラブ管理運営委員会は、会員相互の交流と親睦を一層深めるための環境づくりを行い、円滑なクラブ運営を行うことが主目的となります。その為に各小委員会とのコミュニケーションを密にし、それぞれの委員会とのパイプ役となり、健全で活気あるクラブ運営を目指して参ります。

## プログラム委員会

委員長 肥沼 直明

副委員長 木村 亜矢

### 基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる卓話を実施し進んで参加したくなるよう努めます。

### 活動方針

- (1) ロータリーの知識を深める卓話を実施
- (2) 会員に役立つ情報の提供
- (3) ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
- (4) 時節的な話題に富んだ卓話の実施
- (5) ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

## クラブ会報委員会

委員長 石田 達也

副委員長 井関 克行

### 基本方針

所沢ロータリーの例会や活動を記録しホームページにて報告します。

### 活動方針

正確な情報を迅速にわかりやすく報告してまいります。

例会及び活動報告を、画像などを多用して会員の方々に毎回楽しみにしていただける様に努めてまいります。

## 親睦活動委員会

委員長 原 卓矢

副委員長 内川 英敏

### 基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の交流・親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも楽しんでもらえるような活動を進めて参ります。

### 活動方針

(1) 記念祝福 ・会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念

(2) 親睦行事

- ・納涼大会・・・・・・ 8月
- ・親睦ゴルフ大会・・ 10月・4月
- ・会員親睦旅行・・・・ 5月
- ・クリスマス会・・・・ 12月
- ・花見例会・・・・・・ 3月

## 出席向上委員会

委員長 肥沼 位昌

副委員長 栗田 峰至

### 基本方針

ロータリーの基本である出席率を高めることを目指し、様々な活動を行います。 会員の皆様のご協力をお願い致します。

### 活動方針

- (1)例会での出席率を発表（発表の工夫）
- (2)メーキャップの推奨
- (3)出席の少ない会員のフォロー
- (4)目標出席率達成者の表彰

## 広報雑誌委員会

委員長 市川 るみ子

副委員長 市川 雅巳

### 基本方針

例会開催時に広報誌等を活用し、国内外におけるロータリー活動を紹介することにより、会員のロータリー精神の養成、クラブ活動の発展につながる事を目的とします。

### 活動方針

- (1) 当クラブ及びメンバーの活動内容を各メディアに向け、広報活動を行う。
- (2) 例会にて「ロータリーの友」の内容を読み上げ、会員の皆様にも楽しく読んで頂ける様、ご紹介をしていきます。

## エンジョイヘルス委員会

委 員 長 湯舟 晋也

副委員長 斉藤 祐次

### 基本方針

常日頃から自身の健康を念頭に置かなければならない会員の皆様にとって、当委員会  
はみんなで健康に関する情報を共有し、健康に関して考える時間を提供できるよう努  
力して参ります。

### 活動方針

- (1) 例会の時間を利用しての簡単な運動の実施（不定期）
- (2) 卓話にて健康に関する情報の提供

## スマイルボックス委員会

委員長 服部 哲広

副委員長 新井 久文

目標 700,000円

### 基本方針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるよう にご協力をお願い致します。

### 活動方針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

|    |                           |                                        |
|----|---------------------------|----------------------------------------|
| 1  | 何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき | 500 円以上                                |
| 2  | 御夫人・御主人誕生祝い               | 5,000 円                                |
| 3  | 会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事        | 5,000 円～10,000 円                       |
| 4  | 会員の叙勲等の場合                 | 10,000 円                               |
| 5  | お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等      | 2,000 円                                |
| 6  | ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等      | 3,000 円～10,000 円                       |
| 7  | 自宅・会社・店舗の新築、改築            | 5,000 円                                |
| 8  | 新車等の購入                    | 5,000 円                                |
| 9  | 会社の慶事、創立、開業、増築、受賞         | 5,000 円                                |
| 10 | 例会無断欠席でメーキャップした場合         | 1,000 円                                |
| 11 | 例会無断欠席でメーキャップしない場合        | 2,000 円                                |
| 12 | 例会届出欠席でメーキャップしない場合        | 1,000 円                                |
| 13 | 理事会及び会合欠席「不参加」の場合         | 2,000 円                                |
| 14 | 3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合         | 5,000 円                                |
| 15 | 各競技で受賞した場合                | 1位 3,000 円<br>2位 2,000 円<br>3位 1,000 円 |
| 16 | 従業員表彰 2,000 円             | 2,000 円                                |

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

## 職業分類 会員選考 会員増強・退会防止 ロータリー情報 戦略計画各委員会

会長エレクト 細野 達男

日向年度が益々の発展するためにはこの4つの委員会の充実が最も重要と思います。各委員長・副委員長にはロータリー活動において大変経験豊富で理解をお持ちの方をお願いいたしました。

また、日向年度を参考に、伝統のある所沢ロータリーらしさを考えながら会長エレクトとして取り組んで参りたいと思いますので、会員の皆様にはご指導、ご協力をおねがいたします。

### 職業分類委員会

委員長 内田 勉  
副委員長 池田 安弘

#### 基本方針

近年は1業種1会員制度も撤廃されており、新入会員の選考も簡易になっております。  
職業も多種多様になり、新しい分野も増えております。  
各団体の業種を確認して、見直す点があれば対応していきたいと思います。

#### 活動方針

経済産業省データを基にして、各会員の意見を参考に分類の再考をしていきたいと考えます。

## 会員選考委員会

委員長 三上 誠

副委員長 當眞 正純

### 基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるように適正に選考していきたいと思えます。

## 会員増強・退会防止委員会

委員長 井 関 克行

副委員長 五十嵐 俊昭

### 基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」「入るなら所沢」「所沢しかない」と思ってもらえるクラブであり続けるためにも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強に励んでまいりたいと思えます。これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら、魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。多くの会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 活動方針

会員増強並びに退会防止のための情報交換会の開催

## ロータリー情報委員会

委員長 井花 佳彦

副委員長 武藤 力夫

### 基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することで、ロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

### 活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し、自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供 する。
- (4) 炉辺会議等の開催

## 戦略計画委員会

委員長 日向 貴一  
副委員長 倉片 順司

### 基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討する。

### 活動方針

- (1) 年1～2回の検討会議を開催する
- (2) 長期目標に従って中期目標を検討する
- (3) ロータリー理念の会員への周知に努める
- (4) 国際ロータリーの活動方針と地区の組織編成を鑑み奉仕プロジェクトの設置を再検討する
- (5) 次世代のリーダー育成について検討する

### 長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

## 奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 村山 宣章

### 基本方針

日向年度の副会長を務めさせていただくことになりました。今年度は、副会長として、各委員長のアドバイザーに徹したいと思っております。委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 職業奉仕委員会

委員長 本橋 敬 明  
代 行 矢部 瑛美子

### 基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準の醸成
- (2) 職業分類の原則を周知する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値について理解を深める。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動を推進する。

### 活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準の公約を実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解して頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」の掲示を推進する
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施する
- (5) 職場を通じ、出来る範囲でボランティアを実施する

## 社会奉仕委員会

委員長 吉田 慶  
代 行 佐藤 真

### 基本方針

様々な職業を持つロータリアンの知識と経験を活かし、社会奉仕活動を行う事でロータリークラブの認知度を高め、地域社会の発展と住みやすい街づくりに寄与する。

### 活動方針

- (1) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (2) 市内3クラブと協調を図り、合同事業に参画する
- (3) 地域社会への貢献と公共イメージを高める

## 国際奉仕委員会

委員長 日高 勉

代 行 平岩 和弥

### 基本方針

世界中の地域社会や国際社会に対する支援や奉仕活動の一端を担う役割になるように取り組んで参ります。

### 活動方針

- (1) 地区の方針に基づき「人道支援」、「健康・医療支援」、「教育支援」、「環境保護」、「平和推進」に積極的に活動協力します。
- (2) 上記活動について、委員会でスキルを学び活動して参ります。

## 青少年奉仕委員会

委員長 加藤 和伸

代 行 内川 英敏

### 基本方針

地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

### 活動方針

- (1) 所沢市内4クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協力

## 65周年事業実行委員会

実行委員長 五十嵐 俊昭

総括幹事 本 橋 敬明

### 基本方針

パスト会長会議にて「65周年事業実行委員長」を任命されお請けさせていただきました。

60周年事業は残念ながら新型コロナの関係で5年間での所沢市内へのベンチ設置事業を行い市役所からも感謝を頂いております。

来賓・会員が楽しめる事業を創りますので、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

# 総合事業計画書

2026(令和8)年7月～12月

| 月  | 日  | 例会回数 | 公式行事・月間                     | クラブ行事                              | 備考       | 例会場      |
|----|----|------|-----------------------------|------------------------------------|----------|----------|
| 7  | 7  | 3004 | 母子の健康月間                     | クラブ協議会                             | 理事会      | プラスペース所沢 |
|    | 14 | 3005 |                             | クラブ協議会                             |          | プラスペース所沢 |
|    | 21 | 休 会  |                             | 休 会                                | 定款の規定により |          |
|    | 28 | 3006 |                             | 卓 話                                |          | プラスペース所沢 |
| 8  | 4  | 3007 | 会員増強・新クラブ<br>結成推進月間         | 卓 話<br>(地区会員増強)                    | 理事会      |          |
|    | 11 | 休 会  |                             | 休 会                                | 定款の規定により | プラスペース所沢 |
|    | 18 | 3008 |                             | 納涼大会 17日(月)                        | 振替移動例会   | 未 定      |
|    | 25 | 3009 |                             | 市内4クラブ合同市長卓話例会<br>(所沢・新所沢・所沢西・所沢東) | 移動例会     | 未 定      |
| 9  | 1  | 3010 | 基本的教育と識字率向上月間<br>/ロータリーの友月間 | 卓 話                                | 理事会      | プラスペース所沢 |
|    | 8  | 3011 |                             | 企業見学                               |          | 未定       |
|    | 15 | 休 会  |                             | 休 会                                | 定款の規定により |          |
|    | 22 | 法定休日 |                             | 休 会                                | 定款の規定により |          |
|    | 29 | 3012 |                             | 卓 話                                | 10月理事会   | プラスペース所沢 |
| 10 | 6  | 3013 | 経済と地域社会の発展月間<br>/米山月間       | ガバナー補佐訪問                           |          | プラスペース所沢 |
|    | 13 | 3014 |                             | ガバナー公式訪問合同<br>例会(所沢・新所沢・所沢西・所沢東)   | 例会振替     | 未 定      |
|    | 20 | 休 会  |                             | 休 会<br>第1回親睦ゴルフ大会(10/21)           | 定款の規定により |          |
|    | 27 | 3015 |                             | 卓 話                                | 11月理事会   | プラスペース所沢 |
| 11 | 3  | 法定休日 | ロータリー財団月間                   | 休 会                                | 定款の規定により |          |
|    | 10 | 3016 | 将棋大会(11/14)                 | 卓 話                                |          | プラスペース所沢 |
|    | 17 | 3017 |                             | 地区大会21(土)22(日)                     | 例会振替     |          |
|    | 24 | 3018 |                             | 卓 話                                |          | プラスペース所沢 |
| 12 | 1  | 3019 | 疾病予防と治療月間                   | 年次総会                               | 理事会      | プラスペース所沢 |
|    | 8  | 3020 |                             | 卓 話                                |          | プラスペース所沢 |
|    | 15 | 3021 |                             | クリスマス会                             | 移動例会     | 未 定      |
|    | 22 | 休 会  |                             | 休 会                                | 定款の規定により |          |
|    | 29 | 休 会  |                             | 休 会                                | 定款の規定により |          |

# 総合事業計画書

2027(令和9)年1月～6月

| 月 | 日  | 例会回数 | 公式行事・月間              | クラブ行事                   | 備考            | 例会場      |
|---|----|------|----------------------|-------------------------|---------------|----------|
| 1 | 5  | 休 会  | 職業奉仕月間               | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
|   | 12 | 3022 |                      | 新年会                     | 理事会<br>夜間移動例会 | 未 定      |
|   | 19 | 3023 | クラブ創立記念日 (1/19)      | クラブ協議会                  |               | プラスペース所沢 |
|   | 26 | 3024 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
| 2 | 2  | 3025 | 平和と紛争予防<br>/紛争解決月間   | 卓 話                     | 理事会           | プラスペース所沢 |
|   | 9  | 3026 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
|   | 16 | 3027 | 65周年                 | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
|   | 23 | 法定休日 | ロータリー創立記念日<br>(2/23) | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
| 3 | 2  | 3028 | 水と衛生月間               | 卓 話                     | 理事会           | プラスペース所沢 |
|   | 9  | 3029 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
|   | 16 | 休 会  |                      | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
|   | 23 | 3030 |                      | 花見例会3/26頃               | 移動例会          | 未 定      |
|   | 30 | 休 会  |                      | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
| 4 | 6  | 3031 | 環境月間                 | 卓 話                     | 理事会           | プラスペース所沢 |
|   | 13 | 3032 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
|   | 20 | 休 会  |                      | 休 会<br>第2回親睦ゴルフ大会(4/21) | 定款の規定により      |          |
|   | 27 | 3033 |                      | 卓 話                     | 5月理事会         | プラスペース所沢 |
| 5 | 4  | 法定休日 | 青少年奉仕月間              | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
|   | 11 | 3034 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
|   | 18 | 3035 |                      | 親睦旅行                    |               | 未定       |
|   | 25 | 3036 |                      | 卓 話                     |               | プラスペース所沢 |
| 6 | 1  | 3037 | ロータリー親睦活動月間          | クラブ協議会                  | 理事会           | プラスペース所沢 |
|   | 8  | 3038 |                      | ホテル観賞会                  | 夜間移動例会        | 所沢文化幼稚園  |
|   | 15 | 休 会  |                      | 休 会                     | 定款の規定により      |          |
|   | 22 | 3039 |                      | 新旧引継ぎ会<br>最終夜間例会        | 夜間移動例会        | 掬水亭(予定)  |
|   | 29 | 休 会  |                      | 休 会                     | 定款の規定により      |          |

# 役員理事・委員会編成表

(2026.7.1～2027.6.30)

(役員) 会 長 : 日向 貴一 直前会長 : 梅 沢 好文 会長エレクト : 細 野 達男 副会長 : 村 山 宣章  
幹 事 : 二 上 昌弘 会 計 : 鳥 居 由美子 S A A : 三 浦 峰 高  
(理事) 副 幹 事 : 橋 本 幹 男 クラブ管理運営委員長 : 木 村 良 孝 職業奉仕委員長 : 本 橋 敬 明  
社会奉仕委員長 : 吉 田 慶 国際奉仕委員長 : 日 高 勉 青少年奉仕委員長 : 加 藤 和 伸

| ◎クラブ管理運営委員会                            |        |        |            |        |        |  |  |  |
|----------------------------------------|--------|--------|------------|--------|--------|--|--|--|
| 統轄委員長:木村 良孝 代行:道口 泰己                   |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 委員会                                    | 委員長    | 副委員長   | 委 員        |        |        |  |  |  |
| プログラム                                  | 肥沼 直明  | 木村 亜矢  | 中井 眞一郎     | 道口 泰己  | 平岩 敏和  |  |  |  |
|                                        |        |        | 斉藤 祐次      | 湯舟 晋也  |        |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |
| クラブ会報                                  | 石田 達也  | 井関 克行  | 市川 雅巳      | 浅海 剛次  | 平岩 和弥  |  |  |  |
|                                        |        |        | 千葉 みどり     | 加藤 剛毅  |        |  |  |  |
| 親睦活動                                   | 原 卓矢   | 内川 英敏  | 木下 広敬      | 清水 源太  | 佐藤 真   |  |  |  |
|                                        |        |        | 平塚 順央      | 松本 孝司  | 田中 邦夫  |  |  |  |
|                                        |        |        | 天野 秀樹      | 新井 久文  | 服部 哲広  |  |  |  |
|                                        |        |        | 中平 泰弘      |        |        |  |  |  |
|                                        |        |        | 副SAA 丸山 茂幸 |        |        |  |  |  |
|                                        |        |        | 加藤 和伸      | 吉田 慶   | 市川 るみ子 |  |  |  |
|                                        |        |        | 浅野 悟史      | 肥沼 位昌  | 田中 安俊  |  |  |  |
|                                        |        |        | 山内 圭       | 野村 幸兵  |        |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |
|                                        |        |        | ゴルフ担当 井関克行 |        |        |  |  |  |
|                                        |        |        | 武藤 力夫      | 松本 孝司  | 田中 邦夫  |  |  |  |
| 出席率向上                                  | 肥沼 位昌  | 栗田 峰至  | 見澤 英一      | 井口 一世  | 矢部 瑛美子 |  |  |  |
| スマイルボックス                               | 服部 哲広  | 新井 久文  | 有坂 和亮      | 井花 佳彦  | 醍醐 弘美  |  |  |  |
| 広報雑誌                                   | 市川 るみ子 | 市川 雅巳  | 平岩 敏和      | 浅野 悟史  |        |  |  |  |
| エンジョイヘルス                               | 湯舟 晋也  | 斉藤 祐次  | 岩下 悦郎      |        |        |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |
| ◎会員増強委員会 統轄委員長:会長エレクト細野 達男             |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 委員会                                    | 委員長    | 副委員長   | 委 員        |        |        |  |  |  |
| 職業分類                                   | 内田 勉   | 池田 安弘  | 見沢 孝一      |        |        |  |  |  |
| 会員選考                                   | 三上 誠   | 當眞 正純  | 大野木 喜行     |        |        |  |  |  |
| 会員増強・退会防止                              | 井関 克行  | 五十嵐 俊昭 | 見澤 英一      | 道口 泰己  |        |  |  |  |
| ロータリー情報                                | 井花 佳彦  | 武藤 力夫  | 中井 眞一郎     | 増田 武英  |        |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |
| ◎奉仕プロジェクト委員会 統轄委員長:副会長 村山 宣章 代行:五十嵐 俊昭 |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 委員会                                    | 委員長    | 代行     | 委 員        |        |        |  |  |  |
| ◎職業奉仕委員会                               | 本橋 敬明  | 矢部 瑛美子 | 石井 正太郎     | 見澤 英一  | 石田 達也  |  |  |  |
| ◎社会奉仕委員会                               | 吉田 慶   | 佐藤 真   | 北田 功       | 加藤 剛毅  | 服部 哲広  |  |  |  |
| ◎国際奉仕委員会                               | 日高 勉   | 平岩 和弥  | 清水 源太      | 千葉 みどり | 新井 久文  |  |  |  |
| ◎青少年奉仕委員会                              | 加藤 和伸  | 内川 英敏  | 松本 孝司      | 天野 秀樹  | 肥沼 位昌  |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |
| ■ロータリー財団委員会 委員長:日高 勉 代行:平岩 和弥          |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 財団・米山担当                                | 清水 源太  | 千葉 みどり | 新井 久文      |        |        |  |  |  |
| ■公共イメージ委員会 委員長:吉田 慶 代行:佐藤 真            |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 広報担当                                   | 北田 功   | 加藤 剛毅  | 服部 哲広      |        |        |  |  |  |
| ■ラーニング委員会 委員長:倉片 順司                    |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 研修担当                                   | 中井 眞一郎 | 内田 勉   |            |        |        |  |  |  |
| ■戦略計画委員会 委員長:日向 貴一                     |        |        |            |        |        |  |  |  |
| 3年計画担当                                 | 倉片 順司  | 梅沢 好文  | 細野 達男      | 橋本 幹男  | 二上 昌弘  |  |  |  |
|                                        |        |        |            |        |        |  |  |  |

ソングリーダー : 市川 雅巳 千葉 みどり 佐藤 真 会計監査 : 中 保憲  
65周年事業実行委員長 : 五十嵐 俊昭 65周年事業総括幹事 : 本橋 敬明 65周年事業式典担当 : 吉田 慶  
65周年事業基調講演担当 : 三浦 峰高 65周年事業謝恩会担当 : 丸山 茂幸

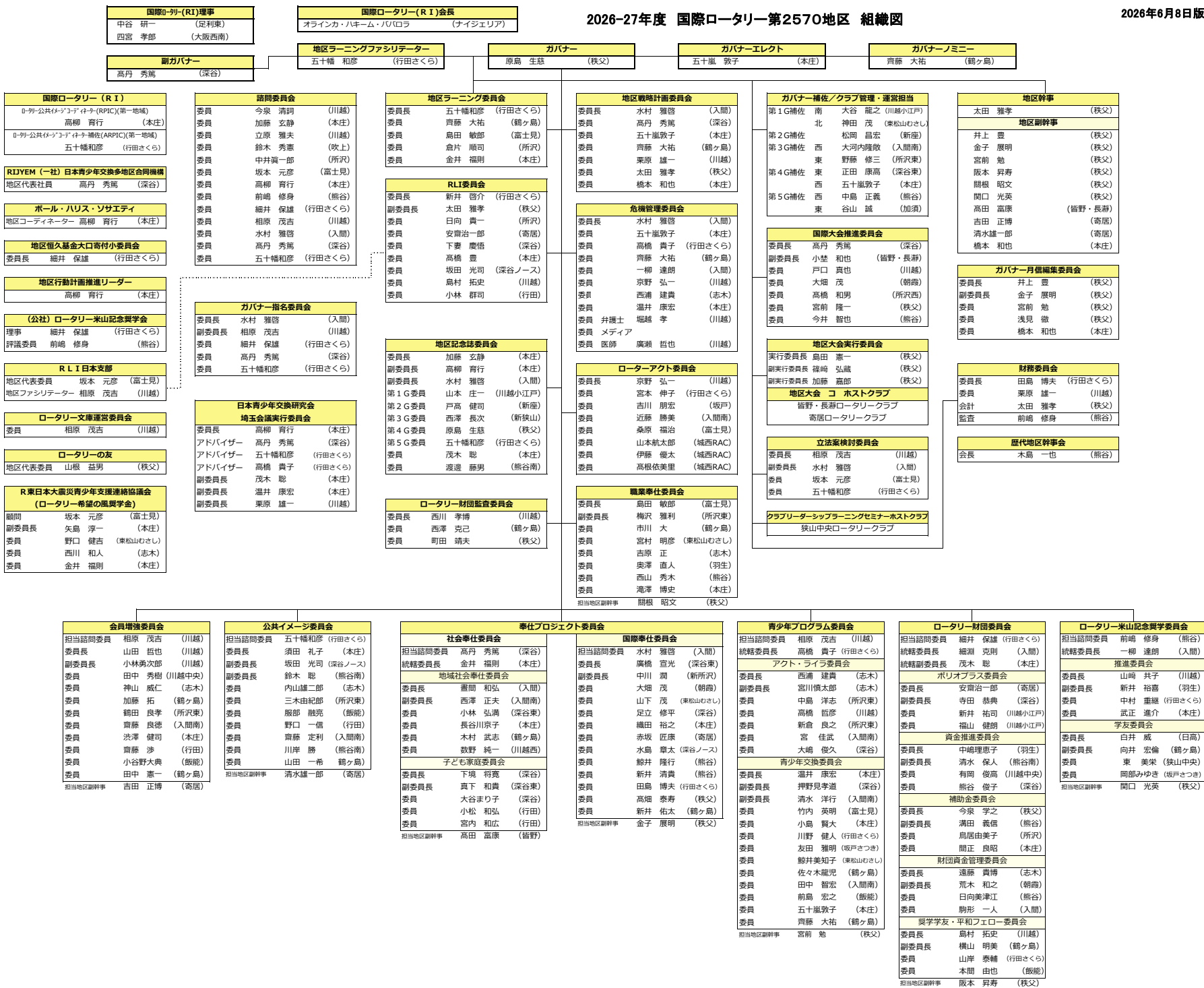
## 地区役員・委員

|          |        |
|----------|--------|
| 諮問委員会 委員 | 中井 眞一郎 |
|----------|--------|

|                        |        |               |       |
|------------------------|--------|---------------|-------|
| ロータリー財団委員会<br>補助金委員会委員 | 鳥居 由美子 | 地区ラーニング委員会 委員 | 倉片 順司 |
| 地区RLI委員会 委員            | 日向 貴一  |               |       |

2026-27年度 国際ロータリー第2570地区 組織図

2026年6月8日版



# 所沢ロータリークラブ定款

## 第1条 定義

1. 理事会 : 本クラブの理事会
2. 細則 : 本クラブの細則
3. 理事 : 本クラブ理事会の理事
4. 会員 : 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI : 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある  
(該当する場合):
7. 書面 : 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度 : 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称

本会は、所沢ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)

## 第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと；
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること；
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること；
- (d) ロータリー財団を支援すること；
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

## 第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町2丁目交差点以東、宮本町2丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮2丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

## 第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 会合

### 第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
  - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
  - (2) 会員の葬儀の場合
  - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
  - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

## 第2節 — その他の会合。

- (a) 役員を選挙し、前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において発表するものとする。
- (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

## 第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

## 第8条 会員身分

**第1節 — 全般的資格条件。**本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

**第2節 — 種類。**本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

**第3節 — 正会員。**RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

**第4節 — 衛星クラブの会員。**本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

**第5節 — 二重会員の禁止。**いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

**第6節 — 名誉会員。**本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員には以下の条件があるものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

**第7節 — 例外。**細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

## **第9条 クラブの会員構成**

**第1節 — 一般規定。**各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

**第2節 — 多様なクラブ会員基盤。**本クラブの会員基盤は、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

## 第10条 出席

**第1節 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する。
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する。
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
  - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
  - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
  - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
  - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
  - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
  - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
  - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

**第2節 遠方での勤務中の長期の欠席。**会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 その他のロータリー活動による欠席。**欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第4節 — RI 役員の欠席。**会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 — 出席規定の免除。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

**第6節 — 出席の記録。**本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

**第7節 — 例外。**細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

## **第11条 理事および役員および委員会**

**第1節 — 管理主体。**本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

**第2節 — 権限。**理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節 — 理事会による最終決定。**クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第7節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

**第4節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役

員とすることができるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

#### 第5節 一 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト・ラーニングセミナーとクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなしたラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

#### 第6節 一 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向け

た報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

**第7節 委員会。**本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

**第12条 会費**

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

**第13条 会員身分の存続**

**第1節 期間。**会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節 自動的終結。**会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。  
理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

**第3節 自動的終結 — RI 理事会。**RI 細則第 3.060.節の手続きに従って RI 理事会がクラブに指示した場合、会員資格は自動的に終結するものとする。

**第4節 終結 — 会費不払。**

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

**第5節 終結 — 欠席。**

- (a) 出席率。会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第 13 条第 5 節に従わない規定を含めることができる。

#### **第 6 節 — 終結 — その他の理由。**

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

#### **第 7 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。**

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決

定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

**第 8 節 — 理事会による最終決定。**もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

**第 9 節 — 退会。**会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

**第 10 節 — 資産関与権の喪失。**いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

**第 11 節 — 一時保留。**本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 7 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

## **第 14 条 地域社会、国家、および国際問題**

**第 1 節 — 適切な主題。**地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

**第 2 節 — 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

**第 3 節 — 政治的主題の禁止。**

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

**第4節 — ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## **第15条 ロータリーの雑誌**

**第1節 — 購読義務。**本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

**第2節 — 購読料。**購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

## **第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守**

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## **第17条 仲裁および調停**

**第1節 — 意見の相反。**現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

**第2節 — 調停または仲裁の期限。**要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

**第3節 — 調停。**調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

**第 4 節 — 仲裁。** 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

**第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。** 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

## 第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

## 第 19 条 改正

**第 1 節 — 改正の方法。** 本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

**第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。** 第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

# 所沢ロータリークラブ細則

## 第1条 定義

1. 理事会 : 本クラブの理事会
2. 理事 : 本クラブの理事
3. 会員 : 名誉会員以外の本クラブ正会員
4. 定足数 : 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。  
クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI : 国際ロータリー
6. 年度 : 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は本クラブの最高意思決定機関としてクラブ運営全般を管理する。

1. 理事会は、会長・直前会長・会長エレクト・幹事・会計を含む理事により構成する。
2. 必要に応じて、副会長・会長ノミニー・会場監督・奉仕プロジェクト担当理事・クラブ広報担当理事・会員増強担当理事等を加えることができる。
3. 衛星クラブを有する場合は、その代表を理事会構成員に含む。

## 第3条 選挙と任期

**第1節** パスト会長会または会員のいずれか一方または双方が、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。パスト会長会を会長指名委員会とする。

**第2節** 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3節** 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第5節** 各役職の任期は以下の通りである。

会長 1 年、副会長 1 年、会計 1 年、幹事 1 年、会場監督(SAA)1 年、理事 1 年

## 第4条 役員の任務

**第1節** 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長として会議を主宰し、クラブを代表する。

**第2節** 直前会長は、クラブの理事を務める。

**第3節** 会長エレクトは、会長就任に向けて次年度のクラブ運営計画を策定し、理事として協議に参加する

**第4節** 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、会長の職務を代行する

**第5節** 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。各事業の計画立案運営を担当する。

**第6節** 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。会員名簿・出席記録・クラブ記録・文書管理および連絡事務を担当する

**第7節** 会計は、すべての資金を監督し、収支報告、会費徴収を担当する

**第8節** 会場監督(SAA)は、クラブ例会運営・秩序維持・設備管理を行う。

## **第5条 会合**

**第1節** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

**第2節** 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

**第3節** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

## **第6条 会費**

1. 年会費は240,000円とし、協賛金(入会記念品代など)を8万円とし、銀行振込にて納入する。
2. 年会費には、RI人頭分担金、ロータリーの友購読料、地区賦課金、クラブ運営費、その他の経常賦課金を含む。
3. 人事異動による退会者の後任者が入会する場合は、協賛金を免除できる。また、同一会社入会者の交代などの場合は、半額にすることができる。
4. 会費および協賛金の改定は、理事会の承認を経て例会に諮る。

## **第7条 採決の方法**

本クラブおよび衛星クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。但し、理事会は、特定の決議を投票で採決するよう決定することができる。

## **第8条 委員会**

**第1節** 本クラブの各委員会は、本クラブ定款の第11条 第7節に挙げられた委員会から成る。

**第2節** 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

**第3節** それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

**第4節** 必要に応じて、委員会を設置できる。

## 第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。  
クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの前年度財務報告書が年次総会にてクラブ会員に配布される。  
現年度の間接財務報告書は、1月31日までの例会において配布する。

第6節 会計年度は、7月1日から翌年6月30日までである。

## 第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を会員増強委員会に推薦する。

- ① 入会届に紹介者が署名して会員増強委員長に提出し、会長・幹事がその入会届を確認した後、事務局が全会員に通知して賛否を問う。(回答期限は通知発信の日から1週間とする)
- ② 入会者への異議・質問のある会員は、通知後1週間以内に事務局(幹事)に連絡する  
※ 反対内容は、会長・幹事のみ知る事とし、反対者の氏名は原則公表しない
- ③ 会員選考委員長は、幹事の指示後に単独もしくは職業分類委員長とともに入会希望者の面接をしてその結果を幹事に報告する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

- ① 面接結果(入会反対理由を含む、反対者の氏名は除く)を幹事は、理事会に報告する
- ② 理事会は幹事の報告後に入会の可否について採決する。理事多数の入会賛成があった場合は入会可とする。
  - ・ 反対多数(理事会決議)→入会希望者に入会不可を幹事が連絡する。
  - ・ 賛成多数(理事会決議)→事務局(幹事)は入会予定者に結果を報告し、会費等の支払日を連絡する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、事務局は、会費と協賛金の入金を確認後に入会式を行い入会とする。

## 第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。

本細則への変更は標準ロータリークラブの定款、RI の定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

附則 2025年12月2日の年次総会にて改正

## 所沢ロータリークラブ 慶弔並びに見舞金等贈与規程

- 第1条** 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。
- 第2条** 会員が疾病又は負傷等により1ヶ月以上療養を要すると認められた場合は、次の見舞金を贈る。  
金 10,000 円。
- 第3条** 会員が天災・地変その他不測の事由により損害を被ったときは、理事会決定により災害見舞金を贈る。  
(見舞金額 最低 10,000 円～最高 50,000 円)。
- 第4条** 会員又はその家族が死亡したときは、次の区分により香料および供物を贈る。
- ・ 会員:30,000 円 及び 生花      ・ 配偶者:20,000 円 及び 生花
  - ・ 会員と配偶者の両親および祖父母並びに子女(ただし祖父母の場合は同居の者)  
:10,000 円 及び 生花
- 第5条** 会員が退会の場合は記念品を贈る。(3,000 円～10,000 円:理事会決定)。
- 第6条** 本規程は、昭和 58 年 7 月 1 日より実施する。

### 【慶弔・見舞い 早見表】

| 事項               |      | 慶事     |        | 見舞金      |                  | 弔事     |          |
|------------------|------|--------|--------|----------|------------------|--------|----------|
|                  |      | 結婚     | 叙勲     | 1 か月以上療養 | 災害               |        |          |
| 現会員              | 本人   | 20,000 | 10,000 | 10,000   | 10,000<br>50,000 | 30,000 | 生花       |
|                  | 妻    | —      | 祝電     | —        | —                | 20,000 | 生花       |
|                  | 後継者  | 祝電     | 祝電     | —        | —                | 10,000 | 生花       |
|                  | 同居家族 | 祝電     | —      | —        | —                | 10,000 | 喪主<br>生花 |
| 在籍十年以上退会又は死亡会員   | 本人   | —      | 祝電     | 5,000    | 10,000           | 20,000 | 生花       |
|                  | 妻    | —      | —      | —        | —                | 10,000 | 生花       |
|                  | 後継者  | —      | —      | —        | —                | 10,000 | 喪主       |
|                  | 同居家族 | —      | —      | —        | —                | 弔電     | 喪主       |
| 在籍三年以上退会又は死亡未満会員 | 本人   | —      | 祝電     | 5,000    | 10,000           | 20,000 | 生花       |
|                  | 妻    | —      | —      | —        | —                | 10,000 | 喪主<br>生花 |
|                  | 後継者  | —      | —      | —        | —                | 10,000 | 喪主       |
|                  | 同居家族 | —      | —      | —        | —                | 弔電     | 喪主       |

# ロータリーソング

## 奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ  
御国に捧げん我等の生業  
望むは世界の久遠の平和  
めぐる歯車いや輝きて  
永久に栄えよ 我等のロータリー

## 我等の生業

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1、我等の生業さまざまなれど  | 2、奉仕に集える我等は望む   |
| 集いて計る心は一つ       | 正しき道に果をとるを      |
| 求むるところは平和親睦     | 人の世拳りて光を浴みつ     |
| 勉むるところは向上奉仕     | 力を協せて事忌むを       |
| おおロータリーアン 我等の集い | おおロータリーアン 我等の集い |

## それでこそロータリー

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1、どこで会っても やあと言おうよ | 2、笑顔笑顔で 語り合おうよ  |
| 見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ   | 心心で 結び合おうよ      |
| 遠い時には 手を振り合おうよ    | みんな世の為 働き合おうよ   |
| それでこそ ローローロータリー   | それでこそ ローローロータリー |

## 手に手つないで

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1、手に手つないで つくる友の輪 | 2、手に手つないで つくる友の輪 |
| 輪に輪つないで つくる友垣    | 輪に輪つないで つくる友垣    |
| 手に手 輪に輪          | 手に手 輪に輪          |
| ひろがれ まわれ 一つの心に   | ひろがれ まわれ 世界と共に   |
| おおロータリーアン        | おおロータリーアン        |
| おおロータリーアン        | おおロータリーアン        |



## ROTARY CLUB TOKOROZAWA

会員名

---

〒359-1118  
所沢市けやき台2-17-8 サンライズけやき台102  
TEL 04-2922-5920 FAX 04-2925-8908  
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp